明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件（東北地方整備局一二四～一二七）　一
○道路に関する件（関東地方整備局二三九～二四一）　二
○土地収用法の規定に基づく事業の認定をした件（近畿地方整備局一三〇～一三二）　二
○道路に関する件（沖縄総合事務局一五、一六）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第六十五条の規定に基づく登録、型式部材等製造者の認証関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

告示

○東北地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
白河市泉田池ノ上一五五番から同市小田川古道二番二まで	前	一四・六〇～七三・一〇〇メートル
	後	一四・六〇～七三・一〇〇 〇〇・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
白河市泉田池ノ上一五五番から同市小田川古道二番二まで	前	一四・六〇～七三・一〇〇メートル
	後	一四・六〇～七三・一〇〇 〇〇・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
白河市泉田池ノ上一五五番から同市小田川古道二番二まで	前	一四・六〇～七三・一〇〇メートル
	後	一四・六〇～七三・一〇〇 〇〇・二〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市田村町田母神字富永前三三番一から同市田村町田母神字富永前五八番一まで	前	一六・二二～三二・四二メートル
	後	一九・一九～七〇・四九 〇〇・一八九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	郡山市田村町田母神字富永前三三番一から同市田村町田母神字富永前五八番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月二十四日